

松川地域づくり計画書

元気に  
イキ・イキ・イキ  
松川



協働の標語  
協働で築く 豊かな松川 輝く未来

平成 28 年 3 月  
いわて松川やくにたつ会

## 目 次

1、はじめに	-----	1
2、計画策定の趣旨	-----	2
3、計画の期間	-----	3
4、地域の概要	-----	3
表（ア）～（オ）	-----	4~6
5、地域の課題	-----	7
6、松川の将来像	-----	8
7、分野別の目標	-----	9
(1) コミュニティ	-----	9
(2) 福祉	-----	11
(3) 健康	-----	12
(4) 子育て	-----	13
(5) 安心・安全	-----	13
(6) 歴史・文化	-----	15
(7) 農林・商工	-----	16
(8) 環境・衛生	-----	17
4、計画の推進	-----	19
5、資料編		
(1) いわて松川やくにたつ会役員名簿	-----	20
(2) いわて松川やくにたつ会委員名簿	-----	21
(3) いわて松川やくにたつ会規約	-----	23

※表紙の標語は佐藤愛子さん（松川字岩ノ下）の作品です

## 1 はじめに

この計画書は、いわて松川やくにたつ会がこれからの「協働のまちづくり」を主体的に進めていくための行動計画書を策定したものです。

策定に当たっては、いわて松川やくにたつ会の準備会の段階からスタートし、三役会等で話し合いを重ねて、その後いわて松川やくにたつ会の役員会や委員会（全体会）を経て地域づくり計画としてまとめたものです。

この計画は、私たち自身が、  
地域を見つめ直し、皆さんと話  
し合いながら、松川地域がどの  
ような地域であるべきかを考え、地  
域の課題に取り組むための指針として策定したものです。

今後は、この計画の具現化に向けて、さらなる話し合いを重ねながら、  
皆さんとともに積極的に活動していきたいと思います。

平成 28 年 3 月

いわて松川やくにたつ会

会長 永澤源治郎

## 2 計画策定の趣旨

現在、私たちを取り巻く環境は決して明るいものとは言えません。少子高齢化や人口減少などがその原因です。人口減少は、地域の活性化を失わせる大きな要因であるとともに、人口減少による税収の減少が今まで当たり前のように受けていた行政サービスの減少を意味します。そして、行政サービスの減少した分、多くの事柄が地域協働体である「いわて松川やくにたつ会」に期待が寄せられています。まちづくりを考える大前提は“地域の危機”です。私たちはこの“地域の危機”を正面から受け止め、「これでいいのか？」という疑問を現状に投げかけ、「こうすればいいのじゃないか」というコミュニケーションを通じ、自分たちの地域課題は自分たちで考え、さらにその課題の解決に自らが取り組むという過程を経て初めて危機を乗り越えられるものと考えます。さらにこの計画書の策定が、私たち自身が地域の課題解決に参画する良い契機になると確信し、「6 松川の将来像」で述べる「元気にイキ・イキ・イキ松川」をキャッチフレーズに「松川地域づくり計画書」を策定します。



### 3 計画の期間

この計画書はおおむね 10 年間の計画ですが、情勢の変化等で柔軟に見直し変更できるものとします。



### 4 地域の概要

東山地域の南部。北から東にかけては長坂に接し、西は一関地域、南は川崎地域に接しています。砂鉄川を中心に帯状に平地が開け耕地のほとんどが水田です。周囲は山地で、旧松川小学校の校歌に「奈良の都の面影を伝えてゆかし我が郷土」とあり、奈良盆地に似た地形といわれています。JR 大船渡線が西部を南北に走り陸中松川駅、岩ノ下駅があります。大船渡線に並行し県道花泉東山線が通り、南部で、県道松川千厩線が分岐しています。卯入道平には、藤原秀衡公が元朝に若水をくませた名所、磐井清水があります。磐井清水は、昔の東磐井郡、西磐井郡の地名の起りとも伝えられています。町裏ノ上には二十五菩薩堂があり、県文化財の阿弥陀如来坐像、二十五菩薩像が安置されています。日本で最初に公開図書館を開いた、青柳文蔵の出生地です。また、滝ノ沢には詩人・童話作家の宮沢賢治が技師として働いた旧東北碎石工場があり産業近代化遺産として文化財に登録になっています。

産業としては、石灰石を中心とした鉱業が盛んです。

住民の気質として温和で地域の結びつきを重んずる“結”の精神が受け継がれてきています。

(1) 地区の面積 総面積 20. 21 km<sup>2</sup>

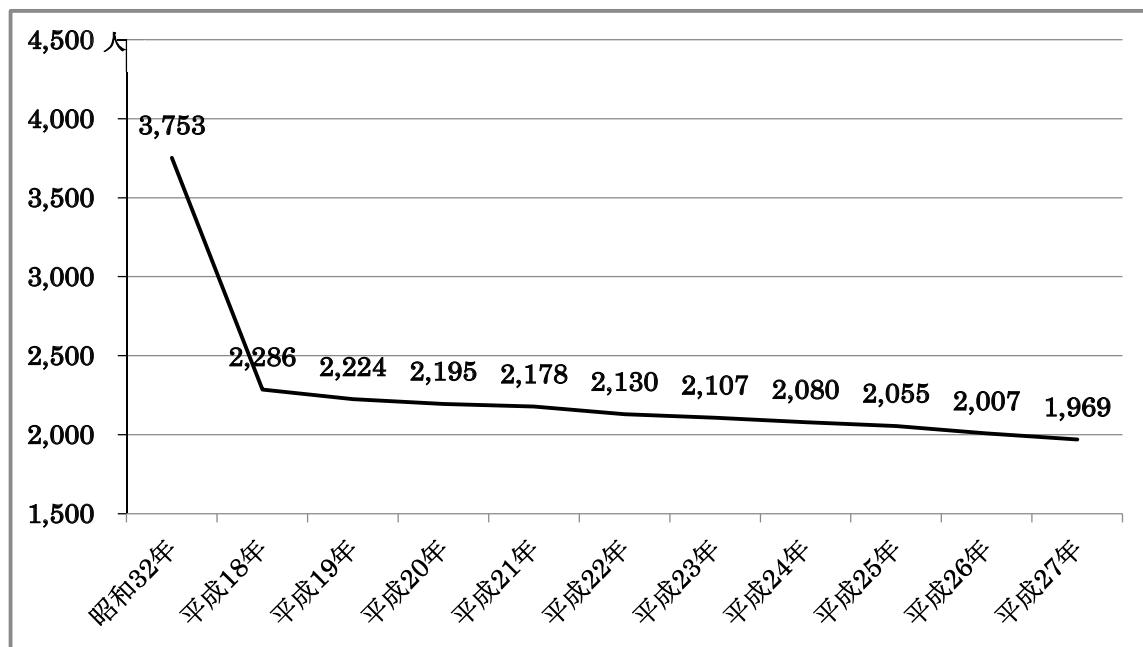
(2) 人口の構造



松川地区は松川第1行政区から第10行政区まで606世帯、人口1,969人（男954人、女1,015人、高齢化率35.3%、少子率1.1%）で、将来的にも人口の減少傾向が続くことが予想され、少子高齢化率も進んでいます。表（ア）～（オ）参照。

(ア) 人口の推移

(※昭和32年12月現在 平成各年3月現在)



## (イ) 行政区別人口

平成 27 年 3 月 31 日現在

行政区	世帯数 (戸)	人口合計 (人)	55 歳以上 合計(人)	準限界率	65 歳以上 合計(人)	限界率 (高齢化 率)	14 歳 以下合 計(人)	少子率	若年世代 (20~39) (人)	
1 区	50	174	93	53.4%	60	34.5%	21	12.1%	27	15.5%
2 区	150	491	189	38.5%	137	27.9%	96	19.6%	95	19.3%
3 区	49	158	89	56.3%	63	39.9%	10	6.3%	19	12.0%
4 区	71	239	115	48.1%	86	36.0%	21	8.8%	33	13.8%
5 区	67	226	123	54.4%	83	36.7%	20	8.8%	39	17.3%
6 区	71	229	117	51.1%	82	35.8%	22	9.6%	35	15.3%
7 区	81	226	134	59.3%	95	42.0%	18	8.0%	35	15.5%
8 区	14	49	25	51.0%	16	32.7%	1	2.0%	11	22.4%
9 区	28	89	51	57.3%	38	42.7%	5	5.6%	10	11.2%
10 区	25	88	48	54.5%	36	40.9%	5	5.7%	10	11.4%
合 計	606	1,969	984	50.0%	696	35.3%	219	11.1%	314	15.9%

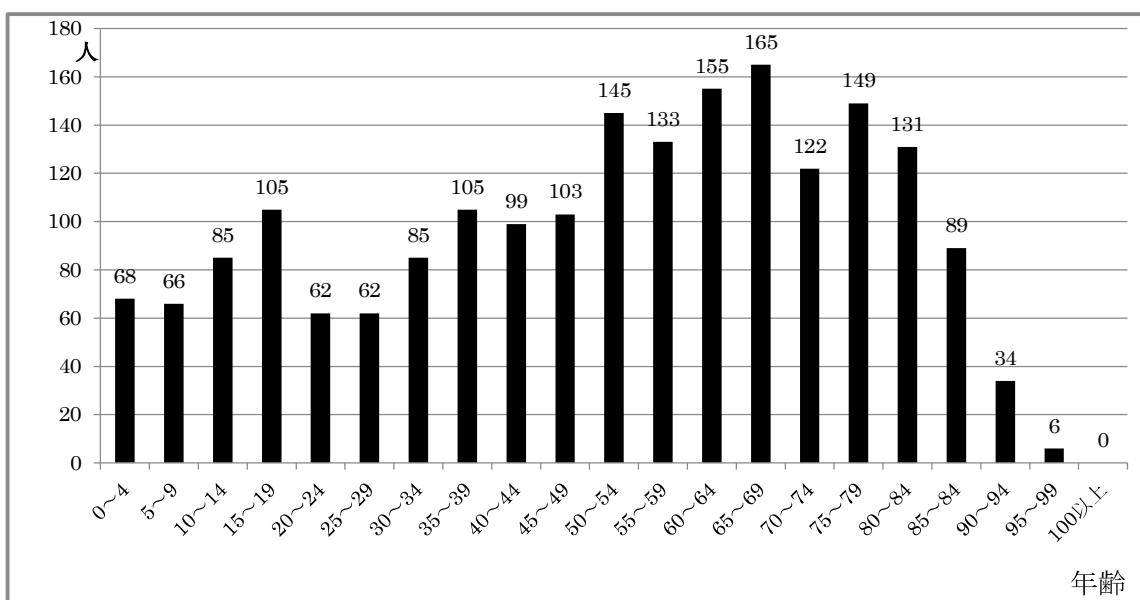
※準限界率（準高齢化率 55 歳以上人口が総人口に占める割合）

※限界率（高齢化率 65 歳以上人口が総人口に占める割合）

※少子率（14 歳以下人口が総人口に占める割合）

## (ウ) 松川地区年齢別人口

平成 27 年 3 月 31 日現在



(工) 行政区別一人暮らし、二人暮らし世帯 (平成27年10月1日現在)

		1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区	8区	9区	10区	合計
一人 暮らし 世帯	65歳～74歳	0	4	0	2	0	3	6	1	2	0	18
	75歳以上	2	7	2	7	0	4	4	2	1	3	32
二人 暮らし 世帯	65歳以上 のみ	4	18	7	8	9	10	10	0	6	3	75
	うち 75歳 以上ののみ	2	7	2	2	5	5	4	0	1	3	31

(才) 松川出身児童入学者数

平成23年度 (松川小学校)	平成24年度 (松川小学校)	平成25年度 (松川小学校)	平成26年度 (東山小学校)	平成27年度 (東山小学校)	平成28年度 (東山小学校) (見込み)
14	15	11	10	17	13



## 5 地域の課題

### (1) 進む高齢化

高齢化が進み、高齢者の一人暮らし世帯や高齢夫婦世帯が増え、買い物や通院、草刈りなどの日常生活が困難な世帯が増え、地域での見守りや支援が必要となっています。

また、一人暮らしや高齢者世帯では、話し相手がないことや気軽に集まれる場所が不足するなど、交流の機会が求められています。

### (2) 少子化と若者の流失

少子化によって平成 26 年 3 月、松川小学校が閉校となり、東山小学校に統合され、140 年の長い歴史に幕を閉じました。

地域では、子どもの顔や姿が見えないなど、関わりが少なくなったことから、地域みんなで子どもを守り、育むことがより一層必要となっています。

また、若者については、勤務形態の多様化によって、地域行事への参加が減り、また、出会いの機会が少なく、職場が遠いなど、生活そのものにかかわる重要課題があり、さらに、地元企業に就職する若者も減少しています。



### (3) 人口減少

人口減少により、地域や近隣のつながりが希薄になり、自治会組織や地域行事を担う人材も不足しています。

また、働く世代が職場にいる時間帯などが多く、そのために高齢者だけになる日中の防犯防災への備えが求められています。

### (4) 小学校跡地の活用

平成 26 年 3 月に閉校した旧松川小学校跡地について、地区での有効活用を検討する必要があります。

## 6 松川の将来像

### (1) 松川の将来ビジョン

#### 「元気にイキ・イキ・イキ松川」

イキ・イキ・イキの一番目の「イキ」は「生き」です。

元気に生まれ育つ安心安全な環境をつくり、保健・医療福祉の環境を整え元気に健康寿命を楽しみながら生きられる松川を目指します。



イキ・イキ・イキの二番目の「イキ」は「活き」です。

元気に人材を活かし、文化や歴史、自然などの地域資源を活かす松川を目指します。

イキ・イキ・イキの三番目の「イキ」は「意気」です。

元気な松川を誇り、松川からまちづくりを発信する意気を示します。

## (2) 分野ごとの目標

松川の将来ビジョンの「元気にイキ・イキ・イキ松川」にある三つの「イキ」を総合して、「松川に生まれてよかった」を実感できるようにするために、次の8つの事業に取り組んでいきます。

- (1) コミュニティ
- (2) 福祉
- (3) 健康
- (4) 子育て
- (5) 安心・安全
- (6) 歴史・文化
- (7) 農林・商工
- (8) 環境・衛生



## 7 分野別の目標

(1) コミュニティ 区分・・・○短期（3年）△中期（5年）□長期（10年）

項目	区分	内 容	主体・支援
地域コミュニティ	○	地域住民による世代間交流の場の拡大と参加者の増加を図る。	地区・協働体
老人クラブ	△	年齢に達したら老人クラブに加入するよう支援する。	地区 (老人クラブ) 協働体(支援)

項目	区分	内 容	主体・支援
婦人会	△	地域婦人会組織はあるが、年々年齢層が高くなってきて参加が少なくなってきている。地区参加を求め婦人会の継続発展を支援する。	地区(婦人会) 協働体(支援)
成年会(仮称)の組織化	△	育成会から老人クラブまでの年齢層をカバーする組織が抜けている。成年会(仮称)を組織し成年層のコミュニケーションを図りまちづくりの活動を推進する。	地区 協働体
あいさつ運動	○	近年、あいさつが少なくなりつつあり近所の人もわからない環境にある。あいさつをする事で顔見知りとなりコミュニケーションと共に防犯が図られる。	地区 協働体
まつかわソング	□	地域住民がいつでも口ずさめる歌いやすい歌を作成し、郷土に愛着をもってもらう。	市・地区 協働体
協働の標語	○	協働の標語を募集して協働の意識を高める。	市・地区 協働体
町民運動会	○	地域住民が参加し、幼児から高齢者まで幅広く参加している行事。創意工夫を加え運動会の継続を支援する。	体協・地区 協働体(支援)
グラウンドゴルフ大会・パークゴルフ大会	○	松川全体のスポーツの振興とスポーツを通じて地区住民の交流を深めるため開催する。	体協・地区 協働体
ニュースポーツ (ユニカール・カーリング・吹き矢など)	△	松川全体のスポーツの振興とスポーツを通じて地区住民の交流を深めるため開催する。	体協・地区 協働体
婚 活	△	地域の若い人達と連携し、広域で継続的に婚活イベントを開催する。	地区・協働体
NTM(長坂・田河津・松川) サミット開催	○	東山の地域協働体が集まり、各地域の現状・進行状況の情報交換や地域の問題を共に考えより良い地域づくりを目指す。	3地区協働体
広報発行	○	まづが便りを定期的に発行し、住民へ協働の意識高揚と地域の情報発信をする。	協働体

項目	区分	内 容	主体・支援
情報の発信	□	情報発信のためホームページを開設する。SNSやフェイスブックの活用をする。	協働体
東関部屋夏合宿	○	東関部屋夏合宿に積極的に支援する。	東関部屋後援会・協働体(支援)
まちづくり講演会	○	まちづくり講演会を開催し協働の学習と意識高揚を図る。	協働体
先進地視察研修	○	先進地視察研修を開催し、より良いまちづくりを目指す。	協働体
まちづくりの提言	○	まちづくりに関しての必要な施策の提言をする。	協働体
いわて松川やくにたつ会の組織強化	○	地域協働体の構成員等を見直し組織の強化を図り、まちづくりを推進する。	協働体
投票率向上	○	選挙において松川地区の投票率の向上を支援する。	市 協働体(支援)
やくたつカレンダー作成	○	生涯学習カレンダー+もしもカレンダー（「治療方針」「延命方針」「緊急連絡先」）をサイズやスタイルを検討し作成配布する。	市・地区 協働体
喫茶店開店	△	コーヒーショップの開店の検討。	協働体

(2) 福祉 区分・・・○短期（3年） △中期（5年） □長期（10年）

項目	区分	内 容	主体・支援
高齢者の見守り隊	○	一人暮らしの高齢者の安否確認や高齢者の話を聞ける体制をつくりいつでもすぐに駆けつけるように努める。	地区 協働体
慶弔規定を設ける	△	慶弔規定を設け出生・婚姻のお祝い金や死亡のお悔み金を支出する。市の補助金が使えないため自主財源をもって慶弔にあてる。	協働体

項目	区分	内 容	主体・支援
たすけあいバス	<input type="checkbox"/>	通院や買い物を手頃に使えるバス運行を検討する。	市・協働体
NPOの立ち上げ	<input type="checkbox"/>	NPO(おらほの店(仮称))を立ち上げ販売及び宅配の支援をする。	NPO 協働体(支援)
当番店	<input checked="" type="radio"/>	土日に買い物が地域内でできないので、土日に買い物ができるよう既存の商店が当番制で店を開ける。	既存の商店 協働体(支援)

(3) 健 康      区分・・・○短期(3年) △中期(5年) □長期(10年)

項目	区分	内 容	主体・支援
健康寿命をのばす	<input checked="" type="radio"/>	あらゆる機会を活用し松川の住民の健康寿命を延ばす。	市 協働体
健康づくり (健康講習)	<input checked="" type="radio"/>	健康講習の計画を立て健康づくり教室を開催し地区住民が元気な生活を送れるように支援する。	体協・社協 協働体(支援)
健康診断	<input checked="" type="triangle"/>	健康診断の受診率100%を目指す。	市・地区 協働体
健康相談	<input type="checkbox"/>	保健指導員を呼び月1回の健康相談を設ける。	市・協働体
健康料理教室	<input checked="" type="triangle"/>	肥満症など生活習慣病の健康料理教室を開催し、健康料理を普及させる。	市・協働体
男の料理教室	<input checked="" type="radio"/>	男の料理教室を開催し料理を通して、健康に関心を持ってもらう。	市・協働体
ころり地蔵	<input type="checkbox"/>	元気でころりと生涯を終えられるようにころり地蔵を建立する。 将来、観光資源にする。	地区・協働体

(4) 子育て 区分・・・○短期（3年）△中期（5年）□長期（10年）

項目	区分	内 容	主体・支援
子育てしやすい環境をつくる	△	対象年齢を幅広く、乳児から成人前までの子どもたちの子育てしやすい環境をつくる。	地区 協働体
子どもの健全育成	□	子どもたちが様々な体験ができる居場所を設置し、地域の人材を活かして子どもたちが健やかにたくましく生きる力を育む。	地区 協働体
子ども会の連携	○	地域ごとの子ども会行事では、子どもの人数が減少しているので子ども会同士の連携を支援する。	地区(子ども会) 協働体(支援)
ラジオ体操の励行	△	夏休み中のラジオ体操を復活させ、東関部屋の夏合宿時には「大相撲体操」(D VD有)で力士と体操をして朝から元気に過ごす。	地区 協働体
スポーツ少年団の育成	○	各種スポーツ少年団の活動に支援する。	育成会 協働体(支援)

(5) 安心・安全 区分・・・○短期（3年）△中期（5年）□長期（10年）

項目	区分	内 容	主体・支援
防犯・交通安全	○	人通りが少なくなる夜の防犯、交通事故に合わないように、防犯協会や交通安全協会と連携し地域の安全を守る活動を支援する。	防犯協会 交通安全協会 地区 協働体(支援)
防災	防災マップ	○ 地区ごと(2区は危険箇所に家がないため未作成)の防災マップデータが東山支所建設水道課で保有しているので活用し災害に備える。	市・地区 協働体
		△ 防災マップを活用して地区ごとの研修会を設け防災意識を持つ。	地区・協働体

項目	区分	内 容	主体・支援
防災	自主防災組織	○ 災害に備えて防災意識の高揚を図る。災害規模により援助が必要とされることを想定し、他地区との応援協定の締結を支援する。	自主防災組織 協働体(支援)
	火災対策	△ 非常に必要な消火栓等の確認や火災時の水源の確認・調査し周知に努める。	地区・協働体
	水害対策	△ 河床・樋門・護岸等を常に見回り管理をする。河川改修の必要な箇所を確認し、行政へ改善を提案する。 ○ 川に親しむ学習会を開催し川に関心を持つ。堤防の草刈り・ゴミ拾いを行い水害対策に努める。	市・水防団 協働体 地区・協働体
	水門管理	○ 水門の見回り管理や水門周辺の草刈り・ゴミ撤去を行い非常に備える。	水防団 協働体
	防犯灯の設置	○ 夜道が暗く人通りが少なくなる場所の防犯対策に市補助金を活用した自治会等による防犯灯の設置を勧める。	市・地区 協働体(支援)
児童の見守り隊	△	小学校が統合となり通学はスクールバスとなったものの道路の危険箇所を通り停留所まで行かなければならぬ箇所がある。上下校時の見守り隊を配置し安全確保に努める。	地区・協働体
地域見直し隊	○	各地域の道路改良の必要性や危険箇所を確認し自分達で出来るか出来ないかの判断をして出来ない箇所は行政へ改善を提案する。	市・地区 協働体
冬の凍結・除雪対策	○	各地域の凍結・除雪箇所を確認し融雪剤散布や除雪が必要な場所は行政へ要請をする。	市・地区 協働体(支援)

(6) 歴史・文化 区分・・・○短期（3年）△中期（5年）□長期（10年）

項目	区分	内 容	主体・支援
毎日文化祭	○	地区ごとに一定期間作品を展示する。特産品を生む機会になる。	地区・協働体
食文化継承	△	がんづきや餅など伝統食文化の継承。	地区・協働体
伝統芸能の伝承	□	岩の下獅子舞のように伝承の後継者不足があるものの、途絶えることがないよう後に後世に残せるように他の地区からの後継者も考え、継続できるように呼び掛ける。	地区経験者 協働体(支援)
昔遊び	○	縄ない・コマ・めんこ等の遊びを祖父母から教えてもらい子供との交流を深め、昔遊びを後世まで残していく。	地区 (老人クラブ) 協働体
地元祭 (夏祭り・ イベント など)	夏祭り	△ 平成14年の災害以降なくなっていた夏祭り（盆踊り）の復活。	地区 協働体
	文化祭	△ 積極的に出品を促す。	市・協働体
	磐井清水 若水送り	○ 平成28年で24回と続いている行事となっており地区外からの参加者も多数いるイベントなのでこのまま継続できるように支援する。	磐井清水若水実行委員会・地区 協働体(支援)
	町内イベ ント	○ 町内イベント等への積極的参加を促す。	地区 協働体(支援)
文化財		○ 二十五菩薩像の保存支援をする。	二十五菩薩実行 委員会・地区・ 協働体(支援)
		○ 松川地域の文化財の存在を地域住民に周知できるようにする。	市・地区 協働体
		△ 今泉街道や松川堰など新たな地域資源を見い出す。	市・地区 協働体
先人の顕彰	○	松川地域の先人の存在を地域住民に周知する。	市・地区 協働体
	△	青柳文蔵没後180年記念祭を開催する。	市・地区・協働体

項目	区分	内 容	主体・支援
史跡めぐり	△	史跡めぐりマップを作成して松川の自然と歴史を目と体と心で感じながら史跡をめぐりウォーキングを楽しんでもらう。	市・地区協働体
松川の輝き	△	歴史、風土、文化、産業を知ってもらえるように冊子を作成する。	市・協働体
大船渡線祭	○	岩ノ下駅開業50周年記念事業開催。	JR・協働体
	□	大船渡線100周年記念祭開催の支援をする。	JR・協働体(支援)
芸能文化の創造	□	時代に即した新しい芸能文化を創造する。	地区・協働体
松川百景	△	松川の名所・旧跡を検証し松川百景を選び、後世に伝える。	地区・協働体
松川百点	△	松川の名所・旧跡の写真を公募し松川百点としてまとめる。	地区・協働体

(7) 農林・商工　区分・・・○短期（3年）△中期（5年）□長期（10年）

項目	区分	内 容	主体・支援
どんこ市 開催	○	年に1回の開催となっていて地区住民にも周知されてきているので今後も継続できるように支援する。	どんこ市実行委員会・地区協働体(支援)
地元の企業との交流	○	地元企業の見学会を開催し企業が環境管理等を行っているのを地域の人に理解をしてもらい企業との交流を図る。	地区・協働体
病虫害予防一覧	△	水田の病虫害を防ぐ為の農薬散布時期、水田作業一覧表を作成し全世帯へ配布する。	協働体

項目	区分	内 容	主体・支援
農地管理	△	土地改良区・中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払交付金事業の周知などで支援をする。	土地改良区・市協働体(支援)
休耕地利用	□	農業希望者へ休耕地を利用して農業をしてもらえるように支援する。	市協働体(支援)
企業誘致の拡大	□	企業の誘致を図り地域の活性化に繋げるよう支援する。	市協働体(支援)
企業雇用の拡大	○	地元企業への就職斡旋を支援する。	市協働体(支援)
ハローワークの活用	○	週1回ハローワーク発行の就職情報を掲示する。	協働体
特産品の開発	□	ゴボウ・行者ニンニク・山野草など新しい特産物を開発する。	地区・協働体
I L C誘致	○	I L C誘致を支援する。	市協働体(支援)
ミニ産直開店	□	ミニ産直開店の検討。	協働体
水耕栽培	□	企業の排水を利用した水耕栽培をする。	企業・地区協働体

(8) 環境・衛生 区分・・・○短期（3年） △中期（5年） □長期（10年）

項目	区分	内 容	主体・支援
花いっぱい運動	○	花があることにより心豊かになる環境づくりを目指し、花いっぱい運動の継続を支援する。	市・地区協働体(支援)
ゴミのない町（ポイ捨て禁止）	○	道路清掃が春と秋、年間2回行われ今後も継続していきたい。きれいなまちづくりのために道路脇のポイ捨てや草刈りなどによる道路環境の向上に努める。	市・地区協働体(支援)

項目	区分	内 容	主体・支援
鳥、害虫駆除活動	△	鳥や獣が空家に住みにくい環境を整える。地域内で出来る範囲で駆除を行い、範囲外の駆除については市に要請する。	市・地区 協働体(支援)
ハクビシン対策	○	市より道具を借用してハクビシン駆除を行う。	地区・協働体
野良猫対策	○	野良猫の餌付けを注意し環境・衛生に努める。	地区・協働体
愛玩動物のお墓	□	家族の一員として愛玩動物のお墓を創生する。	地区・協働体
セイタカアワダチソウの駆除	○	要注意外来生物に指定されている植物で育成範囲が広がっている。駆除を行い環境衛生に努める。	地区・協働体
環境衛生看板作成	○	ゴミの不法投棄・ポイ捨てがあり地域の環境や衛生が損なわれている。ポイ捨て看板を作成・設置して環境衛生に努める。	地区・協働体
旧松川小学校	○	旧松川小学校跡地の利用を提言する。	市・地区 協働体
空家対策	□	空家の状況を調査して空家利用の対策をする。	市 協働体
四季に合わせた景観づくり	△	季節ごとの景観を取り入れ「松川だから見える」という景観づくりをする。	地区・協働体
公園整備等	△	自然豊かな公園で子供たちが安心して遊べる場所と環境づくりを支援する。	市・地区 協働体(支援)





## 4 計画の推進

この計画は、松川地区の将来像の実現に向けて分野別の目標を定め、その課題と解決策の方向を体系的に整理し明らかにしたものです。具体的な事業展開にあたっては、行政や自治会、各種団体等の既存の団体等とも緊密な連携をとり、適切な役割分担をしながら取り組んでいくものとします。また、この計画は、松川地区民共有のものとし地区民の主体的な参加と協力をいただきながら推進しようとするものです。



## いわて松川やくにたつ会規約

### (名称及び事務所)

第1条 本会は、いわて松川やくにたつ会（以下「本会」という。）と称し、事務所を一関市東山町松川字町裏ノ上8番地2一関市松川市民センターに置く。

### (会員)

第2条 本会の会員は、松川地区に住所を有する者、事業所及びこれに準ずるものとする。

### (目的)

第3条 本会は、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、地域各種団体との綿密な連携を図りながら、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業の推進を行う。

- (1) 地域住民等の参画によるまちづくりに関すること。
- (2) 地域の活性化、福祉、健康、生活環境に関するここと。
- (3) 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関するここと。
- (4) 安心・安全な地域づくりに関すること。
- (5) 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関するここと。
- (6) その他本会の目的達成に必要なここと。

### (委員)

第5条 本会の委員は、松川地区各自治会等から推薦された者で構成する。

### (役員)

第6条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- |         |       |
|---------|-------|
| (1) 会長  | 1名    |
| (2) 副会長 | 3名    |
| (3) 理事  | 20名以内 |
| (4) 監事  | 2名    |

### (役員の選出)

第7条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選出する。

### (役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは補充できるものとし、任期は、前任者の残任期間とする。



3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、本会の業務を執行する。
- (4) 監事は、本会の業務並びに会計を監査する。

(職員)

第10条 本会に、事務局の業務を行うため事務局長及びその他の職員を置く。

2 職員は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(会議及び会議の招集)

第11条 会議は、総会、理事会及び部会とし、会長が必要と認めるときに開催する。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回会長が招集し開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会は代議員制とし、第5条に規定する委員をもって構成する。
- 3 総会の議長は、出席委員の中から選出する。
- 4 総会は、委任出席も含めた過半数の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 5 総会には、次の案件を付議するものとする。
  - (1) 事業計画並びに収支予算に関すること。
  - (2) 事業報告並びに収支決算に関すること。
  - (3) 規約の制定・改廃に関すること。
  - (4) 役員の選出に関すること。
  - (5) 会費の決定に関すること。
  - (6) その他本会に関する重要な事項

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長、理事及び各部会長等をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集し開催する。
- 3 理事会は、会長が議長となり次の事項を審議する。
  - (1) 総会に付議する事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項



(部会)

第14条 各部会は、委員全員がいずれかの部会に所属するものとする。

2 部会は、必要に応じて会長が招集し開催する。

3 部会は、所管する専門の事項を企画し、執行する。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(その他必要事項)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会長が会議に諮って定めることができる。

第18条 総会の決定事項等、本会の情報は常時開示できるように努めなければならない。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。





松川地域づくり計画書 元気にイキ・イキ・イキ松川

〒 029-0303

岩手県一関市東山町松川字町裏ノ上 8-2

いわて松川やくにたつ会

(松川市民センター内)

TEL 0191-48-2410 (FAX兼用)